

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第五十一号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項  
並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条  
例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(揭示) 第六条 (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(準用) 第十三条 (略)</p> <p>2 第三条から第六条まで、第八条及び第十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十三条」とあるのは「第六十一条」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三条から第六条まで、第八条第一項及び第九条から第十一条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは「従業者の勤務</p>	<p>(揭示) 第六条 (略)</p> <p>2 第三条から第六条まで、第八条及び第十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十三条」とあるのは「第六十一条」と読み替えるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第三条から第六条まで、第八条第一項及び第九条から第十一条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第六条中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは「従業者の勤務</p>

の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

「と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)  
第二条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(揭示) 第六条 (略) 2 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(準用) 第十一条 第三条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第十条の規定は、指定医療型障害児入所施設に準用する。この場合において、第六条第一項中「第三十七条第一項の協力を得ることができる医療機関及び同条第二項の協力を得ることができる歯科医療機関」とあるのは「第四十九条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	<p>(揭示) 第六条 (略)</p> <p>(準用) 第十一条 第三条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第十条の規定は、指定医療型障害児入所施設に準用する。この場合において、第六条中「第三十七条第一項の協力を得ることができる医療機関及び同条第二項の協力を得ることができる歯科医療機関」とあるのは「第四十九条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)  
第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四条 (指定居宅介護の事業に関する揭示) 第四条 (略)</p>	<p>第四条 (指定居宅介護の事業に関する揭示) 第四条 (略)</p>

2| 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定療養介護の事業に関する掲示)  
第十二条 (略)

2| 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定療養介護の事業に関する記録の整備)  
第十四条 (略)

2 (略)

一―三 (略)  
四 条例第六十八条において準用する条例第三十四条の二第二項に規定する身体拘束等の記録  
五・六 (略)

(指定生活介護の事業に関する掲示)  
第十六条 (略)

2| 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定生活介護の事業に関する準用)

第十七条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十四条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練（機能訓練）の事業に関する準用)

第二十五条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条第

(指定療養介護の事業に関する掲示)  
第十二条 (略)

(指定療養介護の事業に関する記録の整備)  
第十四条 (略)

2 (略)

一―三 (略)  
四 条例第六十七条第二項に規定する身体拘束等の記録  
五・六 (略)

(指定生活介護の事業に関する掲示)  
第十六条 (略)

(指定生活介護の事業に関する準用)

第十七条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十四条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練（機能訓練）の事業に関する準用)

第二十五条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条第

二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第十條第一項」とあるのは「第二十五条において準用する第三條第一項」と、同項第三号中「条例第六十條」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第八十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八條」とあるのは「条例第三百三十六條」と読み替えるものとする。

（指定自立訓練（生活訓練）の事業に関する記録の整備）

第二十七條（略）

2（略）

一―三（略）  
四 条例第四百四十四條において準用する条例第三十四條の二第二項に規定する身体拘束等の記録  
五・六（略）

（指定就労移行支援の事業に関する準用）

第二十九條 第三條、第五條、第六條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四條」とあるのは「条例第五百五十七條において準用する条例第五十四條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第十條第一項」とあるのは「第二十九條において準用する第三條第一項」と、同項第三号中「条例第六十條」とあるのは「条例第五百五十七條において準用する条例第八十條」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八條」とあるのは「条例第五百五十七條」と読み替えるものとする。

（指定就労継続支援A型の事業に関する準用）

第三十條 第三條、第五條、第六條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四條」とあるのは「条例第五百七十條において準用する条例第五十四條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第十條第一項」とあるのは「第三十條において準用す

二項第一号中「条例第五十四條」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第五十四條」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第十條第一項」とあるのは「第二十五条において準用する第三條第一項」と、同項第三号中「条例第六十條」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第八十條」と、同項第四号中「条例第六十七條第二項」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第六十七條第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八條」とあるのは「条例第三百三十六條」と読み替えるものとする。

（指定自立訓練（生活訓練）の事業に関する記録の整備）

第二十七條（略）

2（略）

一―三（略）  
四 条例第四百四十四條において準用する条例第六十七條第二項に規定する身体拘束等の記録  
五・六（略）

（指定就労移行支援の事業に関する準用）

第二十九條 第三條、第五條、第六條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四條」とあるのは「条例第五百五十七條において準用する条例第五十四條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第十條第一項」とあるのは「第二十九條において準用する第三條第一項」と、同項第三号中「条例第六十條」とあるのは「条例第五百五十七條において準用する条例第八十條」と、同項第四号中「条例第六十七條第二項」とあるのは「条例第五百五十七條において準用する条例第六十七條第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八條」とあるのは「条例第五百五十七條」と読み替えるものとする。

（指定就労継続支援A型の事業に関する準用）

第三十條 第三條、第五條、第六條、第十一條、第十三條、第十四條及び第十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十四條第二項第一号中「条例第五十四條」とあるのは「条例第五百七十條において準用する条例第五十四條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十條において準用す

る第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十一条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十二条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十九条」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一

る第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十一条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十二条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十九条」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一

号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する準用）

第三十三条の四 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第百八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用）

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第三十二条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条の二十一において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の五において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の二十一において準

号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第百八十六条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（日中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する準用）

第三十三条の四 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第百八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第百八十六条の十において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用）

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第三十二条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第百八十六条の十二において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の二において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第百八十六条の十二において準用す

改正後	改正前
<p>第六条 (揭示) (略)</p>	<p>第六条 (揭示) (略)</p>
<p>用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十六条の二十一」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(特定基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用)</p>	
<p>第三十四条 第三条、第五条、第六条、第十四条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第六条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第九十五条第一項において準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第九十五条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第九十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>る条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第八十六条の十二において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十六条の十二」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(特定基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用)</p>	
<p>第三十四条 第三条、第五条、第六条、第十四条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第六条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第九十五条第一項において準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第九十五条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第九十五条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第九十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	
<p>2 (略)</p> <p>(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)</p> <p>第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年広島県規則第九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	

2| 指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。